

カ七條 應が難し

但し通商と認めらる場合は其の事情により  
應分の額を支給することあるべし

大正十四年十二月十二日

十三日 職工側は会社へ對し 貸金二割の他と  
を強硬に交渉して来たるため会社は制込  
品大分中 中分官 小分官の内 大分官(大分  
)を認めし制込品を不支給一割此の内 大分  
は 貸金の一割を 貸金興として支給する事  
を答へたるも 職工側は更ら一割五分  
を 西社社として對し 會社 現存の会社の 助成

誠能心よりして五分の他とすることは会社を解  
散するつもりにして 現在 應が難しと拒絶あ  
十四日より 五分分 休業

貴会社は工場を新築中なるが 会社としては現在の  
營業状況は右に述べ 經營困難いつり 大量生産  
を以て 現在の 環境を 切り 抜けたい事 務め  
向己の 不安 危を 抱き 苦しむ 資金を 潤達し  
るものも 職工側は 会社が 利益金を 以て 新  
築するものと 思ひ 今回 要成 費を 自から 此の  
新築工場の 取立 貸金 二割 要成 費  
し 助成 したいと 思はれる 現在の 外は